

船橋市教育委員会会議 6月定例会会議録

1. 日 時 平成29年6月9日(金)  
開 会 午後1時00分  
閉 会 午後2時37分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化  
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘  
委 員 佐 藤 秀 樹  
委 員 鳥 海 正 明  
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 金 子 公 一 郎  
管理部長 栗 林 紀 子  
学校教育部長 棚 田 康 夫  
生涯学習部長 小 出 正 明  
学校教育部参事兼学務課長 筒 井 道 広  
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司  
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦  
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭  
教育総務課長 度 会 益 己  
施設課長 安 藤 明 宏  
指導課長 尾 楠 欣 也  
総合教育センター所長 石 渡 靖 之  
社会教育課長 二 野 史 靖  
生涯スポーツ課長 中 田 進 一  
西図書館長 金 子 昌 利  
市民文化ホール館長 加 藤 健 一  
施設課長補佐 大 野 義 美

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第25号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則につ

いて

- 議案第26号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- 議案第28号 平成30年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項につ

いて

- 議案第29号 船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第30号 船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第31号 船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第32号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第33号 平成29年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につ

いて

### 第3 報告事項

- (1) (仮称)塚田第二小学校の通学区域について
- (2) 第53回船橋市中学校総合体育大会実施計画について
- (3) 取掛西貝塚の調査について
- (4) 平成29年度船橋市小・中学校音楽発表会(第39回サマーコンサート)につい  
て
- (5) 平成29年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (6) 平成29年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (7) 遺跡マップ配布・遺跡説明板設置について
- (8) 市制80周年記念事業「アンデルセンプロジェクト2017」公演の開催につい  
て
- (9) (仮称)塚田第二小学校の設計について
- (10) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

今日、鳥海委員ですけれども、今渋滞に巻き込まれていて、少し遅れるということでございます。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

5月10日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

**【教育長】**

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退席をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第30号から議案第32号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第33号につきましては同規則第12条第1項第4号に、報告事項(9)については同規則第12条第1項第5号に該当しますので、非公開といたしたいと思えます。また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(10)の後に繰り下げたいと思えます。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、報告事項に入ります。

はじめに、議案第25号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

それでは、本冊1ページをご覧ください。議案第25号、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

このたびの規則につきましては、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

それでは、3ページから4ページの新旧対照表をご覧ください。

平成28年4月1日より職員の配偶者同行休業に関する条例が施行され、配偶者同行休業制度が本市職員について適用されております。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の規定整備を図る必要があります。具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則第40条第2項及び船橋市立特別支援学校管理規則第52条第2項、いずれも職員の出勤簿記載方法を規定するもの内容になりますが、その内容において「市費負担職員を除く」という文言がありますので、その文言を削り、また、船橋市立高等学校管理規則第59条第2項、職員の出勤簿記載方法を規定するものにおいて、「自己啓発等休業」の次に「配偶者同行休業」という文言を加えるというものになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【教育長】

ただいま説明がありました。何かご意見、ご質問はありますか。

それでは、議案第25号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第25号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号について、学務課、説明願います。

#### 【学務課長】

それでは、本冊5ページをお開きください。議案第26号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

資料7ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の課程、学科及び生徒定員について、単位制導入2年目となる30年度において2年生が学年制から単位制に移行することから、表記が変更になります。2年生、普通科240人、商業科80人、体育科80人、計400人を、学年制による課程から単位制による課程の生徒定員に加えます。単位制では学年の区別がないため、学年の欄は設けず、計の欄に生徒定員が記載され、31年度には単位制のみとなります。また、第19条の6、過去に在学した高等学校において修得した単位について、単位制による課程では、転入学等の際、過去に在学した高

等学校で修得した単位を、市立船橋高等学校で卒業するまでに修得する単位に加えることができるため、この規定を追記いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

**【鎌田委員】**

学年が繰り上がってということですが、生徒定員だから問題ないと思うのですが、大学でもこういうカリキュラムを立てる場合に、ほとんどの場合、留年者がいたりするので、そこはゼロになるということで差し支えないですか。留年者みたいな対応の、定員は余り関係ないかもしれませんが、実情等を教えていただければと思います。

**【学務課長】**

留年という考え方については、単位制ということで、なしということになります。

**【鎌田委員】**

学年制だと留年する場合があって、その留年者は本人の承諾を得て単位制に移行するとか、そうではなくて、留年は、制度だけはとどまって、入学時のカリキュラムで決まると思っていますので、そこはどのようなルールになっているのですかという質問です。

**【学務課長】**

すみません、規則の変更ということで、規則のほうの提案をさせていただいていますので、今の点についてはきちっと確認をしてお伝えするというだけでもよろしいでしょうか。

**【教育長】**

それでは、後からよろしくお願いいたします。

ほかにご質問はありますか。

**【鳥海委員】**

遅れて申しわけありません。

昨年聞くべきことだったのかもしれませんが、大学などでまちまちだったりするので、単位制の場合、単位を取得した科目を再度、いわゆる修得なり評価なりが不本意だということで受け直すということが可能なかどうか。可能だという学校です

と、いいほうをいわゆる調査書の段階ですね、ここもう一回頑張れば調査書の評定平均がちょっと上がって、大学の推薦いただけるのではないかという学生さんのチャレンジなんかに、そういったことは規則としてありなのか、なしなのかということは、明確に決まっていますでしょうか。

**【学校教育部長】**

再度その単位をとということになりますと1年間の学習ということになりますので、基本的にはそこは想定をしていない状況です。

**【鳥海委員】**

時間割に余裕があっても、1回取ったらそれですよということですか。

**【学校教育部長】**

そうですね。順当に行けば、主に2年生、3年生が、その単位制の講座を受講してということにはなってくるのですけれども、それを3年間という限られた、ましてやコマ数が、週の中で余裕のあるコマ数での設定にはなっていない状況でありますので、その1講座ということでの状況で進めていきたいと考えています。

**【鳥海委員】**

単位を損なってしまう、つまり例えば40点しかとれなかったということで単位取得に至らなかったら再度チャレンジはできるけれども、しようと思えばできるけれども、70点とってしまったら、もう80点、90点の単位は卒業まで得ることができないという、そういう解釈でよろしいですか。

**【学校教育部長】**

先ほど申しあげましたように、余裕のある期間の中での単位修得というようなコマのとり方に、どうしてもなっていないものですから、同じ講座を再度また同じ子がというようなとり方は、今のところ想定していない状況です。

**【鳥海委員】**

そうすると、学年制との違いというのがすごくわかりにくくなりますけれども、つまり単位を取得しなくてもほかの科目が取得できていれば卒業単位に満つるという計算で、多分時間割がなされていないと、1回でも1科目でも単位を落としてしまって、次の学年で取得すべき単位を時間割でとっていたら、落としたものを二度とチャレンジできないんですよというふうになると、1個や2個は落としてもいわゆる進級なり卒業なりには問題ないというそもそもカリキュラムでなければ、おっしゃることが理屈が通らない

ですし、そうだとしたならば、とろうと思えばとれるのかもしれないというのがありますし、そうでないのだと、そんな余裕はないんですよと、2年生のとき取るべきものが2年生のときにもし1科目でも取れていなかったら、3年生のときにそれをとるなんていうのは到底不可能な時間割なんだということであれば、むしろ単位制というのは学年制よりも厳しい単位制ということになってしまうのかなと思って、それはそれで理由があってそれでいいんだということであれば、フェアなのですけれども、ちょっときついのかなという気はしますが、でも、その厳しい単位ということでもよろしいですか。

#### 【総合教育センター所長】

去年、制度設計にかかわったものですから、発言させていただきます。卒業に関しては、いわゆる市立高校の場合には80単位以上ということですので、制度的には、例えば履修単位を全単位修得しなくても必履修科目を取っていれば卒業は可能です。今、委員がおっしゃったような、選択で同じ科目をとというようなことについては、制度的には不可能ではないかもしれないですけれども、実際のカリキュラムでは、不可能であると考えます。恐らく1・2年生は必履修科目がまだ多く入っておりますので、3年生ではいろいろな科目の中で、ただ、そのときに前期と後期の中で半期のものだったら可能かなというふうなところもあるのですけれども、通年物になってはカリキュラム上難しいです。例えば2年生のものを3年生でという話については、カリキュラム上できるかどうかまでは今はわからないですが、教室数や教員数などを考えた場合、実質上そういう形で単位を取ることは想定していません。

#### 【鳥海委員】

一応想定というのをしておいたほうがいいかなと思うのが、僕は教育の場は平等である必要はないと思うのですが、公平ではあるべきだと思うのです。ですから、例えば先ほどの例で言えば、40点ならばその単位を全く取得していないわけですから、評価なしということになりますよね。0点。100点満点で例えば30点の評価だったりとか単位取得に至らないとなると、今、高校生は気の毒に、評定平均というのを出させられるかと思うのですが、ゼロ点という形で出ることは恐らくないですよ。評価でゼロ点というのはないと思うのです。単位制の場合には取っていないものは、はなから分母から外されるというのが普通の単位制だと思うのです。

そうすると、場合によっては30点のほうが70点より有利になるようなことがあるのは、同じルールのもとでも不公平なのかなと思うので、そこが一度きりしかできないんだという厳格な決まりがあつてのことであれば、一度選択した限りは、例えば単位取得に至らなかったものは不可だったときにも、その点を1点としてやりますよとか何かそういったルールがないと、この科目さえ3をとっていれば評定平均で4にいくのになというお子さんがいたときに、大体どこの高校も3年生は時間割が少ないはずすけれ

ども、やや少ないことが多いかと思うのですが、そこに過去に1や2をとってしまったものに関してリベンジすることができて、学ぶことによって4を勝ち取るのであれば、大いにチャンスを与えていいのかなと個人的には思うのです。なので、その僕の思いがあくまでもルール違反であってだめというふうにとるのか、時間割が許すのであればよしとするのかということに関しては、想定していた、していなかったということではなくて、決めておくべきなのかなというふうに思います。

**【学校教育部長】**

先ほど総合教育センターの所長が、前期あるいは半期分であれば、あるいは通年であればというようなことを申し上げました。その辺のところはもちろん精査はしております。現在のところ先ほど申し上げたような状況で準備はしてまいりましたので、委員がおっしゃったような状況についても、もう一度振り返ってみたいと思っております。

**【教育長】**

ほかにございますでしょうか。

**【学務課長】**

すみません、先ほどの留年の件についてですが、申しわけありませんでした。例えば29年度の学年制における第2学年の生徒が留年した場合、30年度、単位制での扱いはどうなるかということですが、これは他の生徒と同様、単位制による課程にて前期から履修を行っていただくというふうに考えています。ただ、過渡期というか単位制への移行時期でもありますので、極力追試などの手当ても打って留年に対して配慮していく、配慮というか、きちっとした対応をして、極力出ないような努力もしていきたいというふうに考えています。

**【鎌田委員】**

ありがとうございます。

大学の場合は、制度が変わる場合は、入学時のカリキュラムで入ってきているので、カリキュラムが入ってまた留年の場合、単位制に移行するという場合は、必ず本人の同意を得て、または保護者の同意を得て、それに移行するという手続をとるのです。市の場合も入学時の募集要項で入学時の学年制で入っているわけですから、同様になさったほうがいいのかというふうに思いました。あくまでも参考にしていただければということです。

**【教育長】**

ありがとうございました。



ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、議案第26号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第26号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第27号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

別冊の1をお開きください。議案第27号、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

このたび、規程の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会においてご審議をお願いするものです。

それでは、別冊1の11ページから19ページ、新旧対照表をご覧ください。平成29年1月1日より、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児休業等の取得対象となる子の範囲の拡大等がなされました。このことに伴い、船橋市立学校職員服務規程の規定整備を図る必要があります。具体的には、船橋市立学校職員服務規程第12条第1項の「続柄」を「続柄等」に改めるものになります。並びに同条第2項、第3項、第4項、第5項の文言を改めます。また、第12号様式から第13号様式の3までを、新旧対照表13ページから18ページのように改め、第13号様式の13を新旧対照表19ページのように改めるといったものになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第27号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

## 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第27号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第28号について、指導課、説明願います。

## 【指導課長】

議案28号、平成30年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項についてご説明いたします。本冊の9ページからになります。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めることとあります。

また、船橋市立高等学校管理規則第24条には、単位制による課程の第1年次生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校も千葉県の公立高等学校ですので、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて選抜事務を進めているところでございますが、選抜要項につきましては7月中に千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

はじめに、県の公立高等学校の入試制度におきましては、昨年度と比べまして応募資格や選抜方法等に大きな変更はございません。

本市の選抜要項も制度及び選抜内容、昨年度とほぼ同様でございますが、追加が1点ございます。13ページをご覧ください。

2の(2)期待する生徒像、②の商業科におきまして、昨年度までもアからウの3点はほぼ同じ内容でございますが、今回次のページ、14ページの一番上の「エ 文化活動・音楽活動・生徒会活動等で優れた実績を有し、自己の資質をさらに発展させる意欲があること」という観点を追加いたしました。この部分につきましては、13ページに戻っていただきまして、①の普通科におきましてはエの記載、以前からされております。今回、商業科におきましても追加記載をしたというところでございます。この期待する生徒像につきましては、出願の時点で自分がこの中のどれに該当するのかということをご自己申告いたしまして、前期選抜2日目の検査日において自己表現を実施いたします。

14ページをご覧ください。14ページ、3の検査の期日につきましては、平成30年2月13日及び14日でございます。

4の検査の内容のところ、第1日目に学力検査を各50分で実施いたします。

(2)の2日目、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適性検査を実施いたします。自己を表現するという検査方法により、人物にすぐれ学習意欲に富み目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確

保することを目的としております。

以上、商業科のエの部分の追加と文言の整理、そして検査日や発表日等の日付の変更をしております。なお、入学者選抜実施要項を要約した募集要項を本市のホームページにも掲載する予定でございます。

以上でございます。

**【教育長】**

以上です。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【鎌田委員】**

期待する生徒像のところですけども、これもすみません、つい大学もこういう、大学なんかではアドミッションポリシーと、高校も同じような言い方をすると思うんですけども、カリキュラムのポリシーと、大学ではディプロマポリシー、3つのポリシーと言われます。そういうところをこういう入試、入学者選抜要項は当然、アドミッションポリシーを書くのが当然だと思うんですけども、通常ホームページとか、多くの市民というか受検者の、応募者の目に触れるようなところのホームページなどでも掲載するよというような指摘が、大学の場合はあるんですけども、高校の場合そういうものはないのか。その場合に、こういう入学ポリシーだけではなくて、どういう教育をしていくのだと、先ほど鳥海委員がお話しになりましたように、どういう生徒を輩出するんだみたいな、そういうところがホームページにもあったりするのでしょうか。すみません、確認はできていないですけども、教えていただければと思います。

**【指導課長】**

船橋市のホームページにこれを掲載するところでございますが、市立船橋高等学校のホームページにも教育目標といったものにつきましては掲載をしているところでございます。

**【教育長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【鳥海委員】**

新規の中学からの入学ということには当たらないですが、編入学に関しては何か取り決めとかがあるのかということです。そもそも想定していないかもしれませんし、単位制になると、実は編入というのがしやすくなるといいますか、単位換算ということをよく学校でするかと思うのですが、他の学校で1年生のときに履修した科目が、この学校の科目のこの単位に相当すると、それは修得してあるんだということでのいわゆる編入

学ですね。そういったことの検討なりなんなりというのは、1つ単位制導入のメリットかとは思いますが、想定していたり決まりがあったりするのでしょうか。

**【総合教育センター所長】**

これもかわって答えさせていただきます。

転入学につきましても県のほうで取り決めがありまして、例えば第1学期末ですとか第2学期末、年度末というようなことで、保護者の転勤等の事情の場合に、募集について、まず県のほうから転入学をやるかというような形で問い合わせがあります。それは現状で定員数が割れている場合や、あるいは定員に若干余裕があった場合というような、まずそういう状況で県立高校も含めまして募集をかけます。市立高校につきましても、そういった問い合わせに関しまして状況に応じて、例えば必要な学年といいましょうか、転入学が可能な学年や学科、そういうことを県に報告して、一斉にホームページ等で公開をし、そして各学校で問い合わせを受けるといったような形で行っております。

ですから、例えばそれが単位制の学年、いわゆる年次への募集があつてということであれば、今、委員がおっしゃったような形の転入学が行われるということは想定しております。よろしいでしょうか。

**【鳥海委員】**

そうしますと、広くパブリッシュする形で要項、これを満たしていれば転入学オーケーですよということをするのではなくて、個別の案件で県から振られたものに対して検討するという解釈ですか。それとも、もし可能であるならば、まずは募集するや否やということで、転入学を募集するや否や人数なんだと。入学時に定員に満ちていないとか、あるいは途中退学した人が数名出たとか、そこの穴埋めに関してはオーケーとか、希望があつて条件にかなえばオーケーといった、基準が明確にあるのが普通だと思うのです。それは合否を決める、改めて試験をするものではないとは思いますが、それが他の学校ではほぼ同等の単位を取っていると認定されるということで入ってくるというのが、普通だと思うのです。

ただ、お話を伺うと、親御さんの転勤とか、あるいはもしかしたら経済的なものもあるかもしれません。いろいろなことで他の学校で修学が困難になってくるような状況に関して、例えば県に申し出たものに対して受け入れが可能かどうかを個別に検討するということですか。そうでないのであれば、もしかしたら学校をやめたいと思っている、高校生活を続けるのがつらいと思っているときに、ここならばもう一回続きができるかもしれないという希望の場所になり得るのかどうかということも含めて、いかがなのでしょう。

**【学務課長】**

そういう希望があったときに、それが受けられるかということになると、やはり厳しいです。定員というものがどうしても枠になって対応していくということになると思います。

**【鳥海委員】**

では、定員に空きがあればオーケーということになるのでしょうか。ルールが明確であれば、何かの機会で救える若者がいるのかもしれないとは思いますが、そこには厳格なルールがあって、Aさんは救えたけれども、Bさんは救えなかったということのアンフェアがないようにしなければいけなくて、善意でやる気のある若者にもう一度のチャンスを与えられるのであれば、そのシステムなりルールなりをきちっと決めるべきなのかなと思っただけの質問だったのですが。

**【教育長】**

今まで市立船橋高校は、転入生、転入学を募集したことがあるのですか。

**【学務課長】**

直近3年間では3件の転入学がありました。過去に在学した高等学校の取得単位全て認定をしてということで、実績はあります。

**【教育長】**

それは転入生を学期末かどこかに募集して、そして募集に応募したからということで試験もやっているのですか。

**【学務課長】**

はい。募集をして、そして試験をしてという形です。

**【教育長】**

はい。

よろしいですか。ほかにございませぬか。

**【鎌田委員】**

直接募集要項に関係することではないと思うのですが、通学区域が拡大して、いろいろと定員が安定的に確保されたり、学力の維持・向上に役立っているという側面が、当初想定されていたと思うのですが、1年やってみて実際というか効果というのはどうなのか、その効果を生かして次の募集に当たって何を考えたらいいか、その辺、何かお考えのところがあれば教えてください。

**【学校教育部長】**

学区を拡大して入学をした子たちが、この4月から入ってきました。子どもたちは非常に意欲的に、校内での活動をしていると校長から聞いております。この状況をもとに進んでいくにしたがって単位制の導入、いわゆる自律的な学習姿勢を求めていきたいという狙いが改革の一つにありますので、そちらに向けてはいいスタートが切れたのではないかなというふうに校長は申しておりました。

**【鎌田委員】**

わかりました。ありがとうございます。

ちょっと心配していたのは、これだけ学区が広がって1年目で、市立船橋は学区がもっと狭かったよね、小さかったよねというので、はじめから想定していない、要するに広報が伝わっていないということがあって、例えば富里とかほかの地域から受けて来にくいという状況が発生していないかどうかちょっと心配だったものですから、そういうような多分話を行っていると思うのですが、せっかく制度を変えているわけですから、いろいろな広報も関係市町村のところに伝わるというふうに思いました。これは意見です。

**【教育長】**

それについては、かなり学校のほう、校長さんが、学校回りをしたり、広報もかなりして、大体周知していたのではないかなと、受検希望校につきましてはということです。

**【鎌田委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

それでは、議案第28号「平成30年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第28号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号について、生涯スポーツ課、説明願います。

### 【生涯スポーツ課長】

議案第29号、船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料につきましては本冊25ページから33ページ、29ページから33ページが新旧対照表となっております。

平成29年第1回船橋市議会定例会におきまして、都市整備部公園緑地課が所管いたします船橋市都市公園条例の一部を改正する条例案が議決され、平成29年7月1日から施行となります。そのため、施行される船橋市都市公園条例に基づき、船橋市運動公園等管理規則の所要の改正を行うものでございます。内容につきましては順次ご説明いたします。

まず1点目でございますけれども、船橋市都市公園条例の改正におきまして「器具」という字句が「附属設備」という表現に改正となりましたことから、船橋市運動公園等管理規則も同様の改正を行い、整合性を図るものです。

2点目につきましては、現規則におきましては第1号様式が「専用使用許可申請書」となっております。第2号様式では「使用許可書」となっており、表現の整合性がとれておりませんことから、この機会に改めるものでございます。「専用使用」という字句でございますけれども、申請書に使用されているほかの規則が見当たらなかったことから、「専用」という字句を外した書式に合わせるものでございます。

具体的には第2条第1項中でございますが、「附属器具」を「附属設備」、「船橋市有料公園施設・器具専用使用許可申請書」を「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可申請書」に改めるものです。

また、同条第2項の中の「船橋市有料公園施設使用許可書」を「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可書」に改めまして、第2号様式の2を削除いたします。

続いて第5条第1項でございますけれども、そこでも「船橋市有料公園施設・器具使用料減免申請書」という表現がありますが、そこを「船橋市有料公園施設・附属設備使用料減免申請書」に改めます。

また、第1号様式でございますけれども、「船橋市有料公園施設・器具専用使用許可申請書」を「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可申請書」に、「有料公園施設・器具」という表現を「有料公園施設・附属設備」に、「使用器具」と「使用設備」を「使用附属設備」として整備し改正いたします。

第3号様式でございますけれども、同じように「船橋市有料公園施設・器具使用料減免申請書」という表現を「船橋市有料公園施設・附属設備使用料減免申請書」に、「有料公園施設・器具」という表現を「有料公園施設・附属設備」に、「使用器具」を「使用附属設備」に改正いたします。

3点目でございますが、「利用」と「使用」という表現の統一でございます。船橋市

のルールといたしまして公の施設は「使用」という表現で統一しておりますので、字句の表現を「使用」に統一します。

具体的に申しますと第3条第1項の中でございますが、「利用して」を「使用して」に、また、同条第3項の中の「利用した」を「使用した」に、同項第5号の中の「設備利用」を「附属設備使用」に、同項第6号「利用目的」を「使用目的」に改正するものでございます。

次に4点目でございますが、こちらにつきましては平仮名表記を漢字に直したり、誤っている漢字を正しい漢字に改正したり、正しい送り仮名の表記を改正するものです。これにつきましては新旧対照表のほうの第9条第1項をご覧くださいと思います。

最後になりますけれども、第2号様式と第2号様式の2の改正となります。第2号様式におきましては、第1号様式で「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可申請書」と改正することから第1号様式との整合を図るために、「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可書」と改めます。様式内の字句につきましては27ページの様式に改めますのでご覧ください。

さらに使用許可書の様式でございますが、現規則では第2号様式が「施設」、第2号様式の2が「器具」と、2つに分かれておりましたことから、第2号様式で字句の整理・統合を図り統一することで、第2号様式の2を削除し第2号様式だけで利用したいと思っております。

内容につきましては以上でございます。

#### 【教育長】

いろいろたくさんありましたけれども、いかがでしょうか。漢字の間違い等もここできちっと精査したということでございますけれども、よろしいですか。

それでは、議案第29号「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第29号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに報告事項(1)について、学務課、報告願います。

#### 【学務課長】



別冊2をご覧ください。（仮称）塚田第二小学校の通学区域についてご説明いたします。

通学区域の素案に関して、地域の関係者の皆様にご説明し意見を伺ってまいりましたので、報告をさせていただきます。また、いただいた意見を踏まえ、素案の修正を検討している箇所がございますので、あわせて説明させていただきます。

それでは、本日お配りさせていただきました資料の表紙をめくっていただき、1ページ目をご覧ください。表題が「（仮称）塚田第二小学校通学区域素案についての関係者からの意見など」となっております。1ページが学校からの意見、3・4ページが地域住民からの意見となっています。

ご説明させていただいている地域関係者は、素案で示した通学区域と関係性のある塚田小学校、行田東小学校、市場小学校、八栄小学校、海神小学校、船橋小学校の校長など、同じく素案のそのエリアにある町会・自治会をまとめている塚田地区連合自治会の役員の方々、それから学校評議員、PTA役員等の方々でございます。資料のとおり本日までにご説明を終え、その中で出た質疑応答や意見の概要をまとめさせていただいております。

主なものを挙げますと、小学校建設予定地周辺の道路には歩道の幅の狭い部分もあることから、通学路としてどこの道路を考えているかという質問や、安全に通学できるように対策をしっかりとってほしいという要望のほか、新設小の開校時に一斉に転校しなければならないのかという質問や、次は中学校が不足するのではという心配の声がございました。

そのほかに、3ページの上から2番目の黒丸にあります、北本町二丁目の塚田小学区と新設小学区とを分ける線の一部が、町会内を分断することになっていた箇所があり、その点について隣接町会との境目と一致していない通学区域の境目も、可能な限り隣接町会と境目を合わせて線引きをしたほうがいいのではないかとというようなご意見もいただきました。

また、同じく3ページの下から2番目の黒丸にある、新設小学校の建設予定地に隣接する場所に、建設協議中のものも含め複数の戸建て住宅があり、このような新設小学校のいわゆる外周、壁沿いのフェンスに接するような区画の住宅については、新設小学校の通学区域としてもよいのではないかとご意見もございました。現在は開発地区というところで切っておりますので、ちょうど学校の壁で切れてしまっているところがございます。ほかの学区になってしまっているところもございます。これらについて現時点でお答えできるものはその内容をご説明し、現在検討中のものや対応策を検討しているものについてはその旨を説明いたしました。

以上のような質問やご意見がございましたが、通学区域素案の考え方の大筋については、ご説明した全ての方々にご賛同いただけたものと考えております。

ただいまご報告しました北本町二丁目のうち、塚田小学校区と新設小学校区とを分け

る線の一部が町会内を分断することになっていた箇所については、可能な限り隣接町会との境目と合わせて線引きと合わせたほうがよいかもという意見を踏まえ、修正する方向で検討しております。

7ページの資料になります。この黄色の地区と薄い緑の地区、こちら塚田小と新小学校に分かれるところですが、その線引きについては町会の区切りというところを意識して線引きをしております。なお、5ページのほうは今現在の通学区域でございますので、参考にしていただければと思います。

なお、新設小学校の予定地に隣接する場所に限り新設小学校の通学エリアとしてもよいのではという意見に関しては、どのようにすべきか引き続き検討してまいります。学校評議員、PTA代表の方々への説明を本日以降に予定している学校もございまして、その結果も踏まえ、通学区域案を決定し、学区審議会に諮問したいと考えております。

それでは、最後になりますが、今後の予定についてご説明いたします。9ページをご覧ください。現在日程調整中でございますが、7月中旬から下旬に学区審議会の開催を予定しております。また、地域の市民の方を対象に通学区域案について説明させていただくために、8月上旬ごろ塚田地区の施設を会場に説明会を開催する予定で調整しております。地域説明会は複数回開催することとし、都合のよい日時に参加していただければと考えております。地域説明会における質疑応答については、市のホームページに掲載しご確認いただけるようにするとともに、後日、学区審議会に報告させていただき、それらも踏まえて議論いただくことを考えております。

報告は以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

#### 【佐藤委員】

お疲れさまです。

学区というのは、何度も言うようですけれども、まちをつくりもするけれども、壊しもするというので、本当に難しい面もあります。本当に気をつけていただきたい、町会と随分連携をとってやっているみたいなのでいいとは思いますが、一番気をつけておきたいのは、どうしても道路で線を引いてしまうということをついついやってしまいがちですけれども、それをやってしまうと、本当にそこで何かを分断してしまうということになるので、道路ではない分け方ということも意識をしていただければと思います。道路に面したところは、そこは1つのコミュニティーですという考え方で、こちら辺は畑がないところだと思うので、畑を分断したりすることもないでしょうし、空き地みたいところを分断することもないとは思いますが、逆に言うと、そ

ういうところで分断したほうがいい場合もあると思うので、本当に地域住民といろいろやりとりして、学区の端っこに学校があるというのは、僕は船橋市ではしようがないと思っています。理想で言えば多分ど真ん中に学校があるというのが理想なんでしょうけれども、船橋市の中ではそういう概念は取っ払っていくしかないのかなと思います。だからこそ本当に住民といろいろと話し合っただけでやっていっていただければなと思います。準備のほうをよろしくお願いします。

#### 【教育長】

意見としてお伺いしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（２）について、保健体育課、報告願います。

#### 【保健体育課長】

本冊 35 ページをご覧ください。第 53 回船橋市中学校総合体育大会の計画についてです。

本年度も中学生の熱い戦いが繰り広げられます総合体育大会の時期となりました。本年度の大会実施要項は 42 ページまでの 8 ページにわたって掲載してございます。大会日程及び会場の一覧を、その後の 43 ページに 1 ページで掲載してございますのでご覧ください。

本年度は 7 月 15 日から 22 日までの間で大会を開催いたします。17 日は祝日のために大会運営はいたしません、予備日の 23 日を含めて 5 日間での開催となります。なお、16 番の硬式テニスに県に専門部ができましたので、今年度より新種目として追加されております。ただし、現在、船橋市内で公立中学校では硬式テニス部はないため、今年度につきましては千葉日大一中のみで試合を行う予定になっております。また、一番下、17 番の駅伝の部につきましては、10 月 14 日の土曜日に行います。要項等の詳細が決まりましたら改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、大会に向けて、各専門部で大会運営の準備を進めているところでございます。教育委員の皆様には、各競技で活躍する選手の姿をご覧いただけるように、本日この後、巡回希望のご案内を配付させていただきます。ご多用中とは思いますが、巡回を希望される日をご連絡いただければご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### 【教育長】

何かご質問ありますでしょうか。  
水泳は7月2日ということですか。

**【保健体育課長】**

そうです。こちら水泳だけは今年度、国際水泳場のほうで県の大会と兼ねてやるという都合がございますので、2日ということになっております。ちょっと時期が外れてまいります。

**【教育長】**

はい。  
よろしいですか。  
続きまして、報告事項（3）について、文化課、報告願います。

**【文化課長】**

本冊資料の45ページから47ページまででございます。これまでも教育委員会会議で何度かご説明させていただきました、飯山満町一丁目から米ヶ崎町に広がります市内最古の貝塚であります取掛西貝塚ですけれども、国指定史跡を目指すための確認調査をいよいよ週明けの6月12日月曜日からスタートさせることになりましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

取掛西貝塚は全体で約7万6,000平米、このうちこれまで未調査部分であります約5万平米の確認調査、これは県、文化庁とも相談しまして、調査員が手掘りを中心とした発掘調査になりますけれども、この調査を3年間かけて行い、4年目にこうした調査の整理及び報告書を刊行しまして、5年目以降に国との協議に入りたいと考えております。今後、事業の節目節目で委員の皆様には進捗状況を、その都度ご報告させていただきたいと考えております。なお、遺跡の保存方法等を含めました当該地の整備構想につきましても、調査結果を踏まえながら、また、県や文化庁とも協議しながら、この調査と並行して検討してまいります。

最後になりますが、国指定を目指すに当たっては、広く市民の皆さんにこの遺跡の存在そのものと学術的価値等を知っていただき、興味・関心を抱いていただく必要がありますことから、講演会の実施、広報紙やSNS等による情報発信に加えまして、今月の21日には市立中学校社会科教員の研修会として現地の掘削体験をしていただきます。

このほかにも、地元の芝山西小学校の児童の皆さんや一般市民向けの遺跡見学会も、夏休み中に土日を使って開催したいと考えております。積極的な情報発信をして、市民の方に興味を持っていただきながら国指定を目指したいと考えております。

文化課からは以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

取掛西貝塚というのはとても重要なことはわかってはいるのですが、国指定にしてもらうということは、将来的にはこれは土地を全部買っていくということなのではないでしょうか。

【文化課長】

国の指定というのは、必ずしも土地を買って史跡公園にする必要はないです。私もここに来て勘違いをしていたのですが、あくまで地面の下にあるものを壊さないで保存するというのが、史跡指定の条件になりますので、今、畑なのでせいぜい30センチ程度までしか掘らないので、今の状態であれば保存はされます。ただ、委員がおっしゃいますように現実問題として、今ここの周りにはもう宅地化が進んでおります。そうなりますと、現実問題としては、千葉の加曽利貝塚も市川の姥山貝塚もそうですけれども、最終的には市でそこを買って、公園としてその上で、地面の下の遺物を守ることになります。

これはまだまだ先の話になるかと思えますし、虫のいい話ではありますが、市としては、もし国の指定をもらえれば、その後その土地を行政で買わせていただくと、国から8割補助がいただけます。ただ、この間も議決いただきましたけれども、どうしても開発から守るために買うということで国の指定の前に買うと、どうしても市のお金だけで買わなくてはいけないという事情もあります。また、市指定の上には県指定、国指定、どれが偉いというわけではないですが、市民の皆さんに与えるインパクトは国のほうが大きいのかな、というのがありますし、補助の部分もありますので、そういったところで少しでも早く進めたいという気持ちがあるということでございます。

【佐藤委員】

わかりました。ちょっとずるい話かもしれませんが、頑張りましょう。そうすると地主さんとの連携、話というのがとても重要になってくると思えますので、前にもちょっと言ったとは思いますが、地主さんとはちょこちょこ会うような形をぜひとっていただければと思います。

それと本当に思ったのですが、もし東葉高速鉄道近辺で新しい都市計画ができたりすることになると、この辺も少し駅から近くなるのかななんて思っています。そうすると開発に、いろいろな業者がいろいろ目をつけてくるころだとは思っていますので、逆に言うと、その辺の対策も考えておいたほうがいいのかというような気もしなくもありませんので、頭に入れておいていただければと思います。

**【文化課長】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

ご意見としてお聞きしておきます。

ほかにございますでしょうか。

**【鎌田委員】**

国の指定を得るためにも、先ほどの講演会やSNSや掘削体験等ですよ。そういうような市民にこの価値をより広く知っていただくことは、大変いいことだと思います。今、佐藤委員のお話にもありましたように、1つだけ教えていただきたいのですが、5年間だったり、29、30、31で3期に区切っていくのですが、5年なら5年で1つの単位になっているものなのですか。例えば畑の耕作の影響とか、今後の開発の影響だと、早く結論づけたほうがいいというような気もしますが、その辺の時間管理の見通しはどうやってこういう感じになっているのかを教えていただけるとありがたいです。

**【文化課長】**

正直に申し上げます。これは県とも協議しましたが、市側の作業としては、こういった国指定を目指すに当たっては、千葉の加曽利貝塚でも調査を開始してから指定まで9年を要しております。恐らく3年で調査を終えて4年目に刊行、報告書を出して、5年目から仮に協議に入ったとしても、今、文化庁のほうに次長、部長にも足を運んでいただきましてお願いには行っているのですが、恐らく協議を開始してから、例えばその年内で出るとか、二、三年で指定が出るというものではないようでございます。ただ、私たちの市としてできる作業としては、この32年度末の報告書刊行は何としても目指したい、それに向けてできる努力を払わせていただきます。

**【教育長】**

早く進めるにこしたことはないのかもしれませんが、なかなか準備等時間がかかる問題かなと思っております。

**【鎌田委員】**

ありがとうございます。十分これでもスピード感のある、頑張っている状況だということを理解しました。引き続きよろしく願いいたします。

**【佐藤委員】**

すみません、ちょっと1点だけ。

船橋市は、貝塚の件で言うと、一度とても大変な目に遭ったこともありますけれども、それに関してもう一度言うならば、今の法律がもう時代に合っていないということがあります。私も、これはまだ聞いた話で実際のところはわかりませんが、開発して何かが出てきてしまったら全部埋めてしまうというのが、小さな業者はみんなそうやっているよという話はよく聞きます。

ですから、実際には法律がおかしいのだというのが一般的になっていますので、その辺の部分も早目に県を通してか何か、きちんと訴えておいたほうがいいのかなという気はいたします。ここで話し合うべきなのかもしれないですけどもね、もしかしたら。

あとは、そういう意味でも、業者に対して、ここは手をつけたら大変だよぐらいな広報活動というのを、みんなに知ってもらおう広報活動というのが必要なのかなというふうには思います。余りいい言い方ではありませんが、そういう意味合いで広報活動というのを全市的にやっていくということはとても大切なのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

**【文化課長】**

そう言っていただくと本当にありがたく思います。ただ、なかなか業者に対してそういった牽制行為というのは難しいですけども、先ほど委員のほうからお話があった地権者の方、今、農地の一時転用の手続等、非常に煩雑になりがちですけども、それを全部私ども職員が代わってやらせていただいています。一件一件、かなり高齢の農家の方なので、お話をすれば、「そういうことであれば、4カ月間ブロッコリーをやめるよ」と言ってくれている地権者の方が多いです。

もし開発のそういった話があった場合は、19人、地権者の方がいらっしゃるんですけども、まずは市に一報を入れていただくという、これは本当に信頼関係での話ですけども、そういった話もいただいておりますので、地権者との密な連絡とお願いは、私、所属長も含めまして現地に出向いておりますので、そういったことが事前にわかるように努力はしてまいります。

以上です。

**【教育長】**

よろしいですか。

ほかにいかがですか。

**【鳥海委員】**

今、文化課長さんからの、地権者との話は非常に聞いて安心いたしました。こういっ

た施設に反対する方たちが、本当に決まりの中を縫ってくる。

例えばごくごく最近のことで困っていることが、すぐ近くの市では、ある施設の横にこれがあるはいけないみたいな決まりがあるファジーな状況でつくられて、先に建物を建てられたりすると、いわゆる本来あるべきものがつくれなくなってしまうとか、あるいは東葉高速鉄道の近くに医療センターなんていうのを今計画しているわけですがけれども、病院から100メートル以内はお墓をつくってはいけないというのがあるのに、あそこにどんどんお墓が先にできたんですよ。どんどんお墓を広げられてしまうと、医療センターがつくれなくなってしまうというのがありますし、他市では、お墓は病院の横はだめなんだけれども、納骨堂をつくったのです。お墓というのは、土葬が許可されているときにご遺体を埋めるのがお墓だと思えるのですけれども、納骨堂はほとんど今、土葬がだめになったらお墓ですよ。だけれども、これが法律の盲点です。納骨堂ならオーケーということで、実は産婦人科の横に建てはじめられたりとか、非常に困った事案があって、これが史跡というふうになるとどういう部類になるのか、僕は勉強不足でわかりませんが、教育施設になるのか何になるのかわかりませんが、教育施設のどれぐらいにはこういったものがあってはいけないみたいなことが、厳しい法律があると、逆に厳しくなることがあるのでしょうか。先に近くにあってはいけないものがあつたのに、どかすのに大変だったりとか、先にあつたら後からそれがつくれなくなるとかということがあって、こういうことがよく病院関係でも病院と葬儀場とか、そういうことでもすごくもめることがあるのですが、国からの指定を、お話を聞くと絶対にとるべきだと思えるのです。それまでに時間があるのがやや心配なので、ただ、地権者の方たちとの信頼関係をつくっておくというのが、一番の得策だだと思いますので、引き続き連絡をとりながらという形で、よろしく願いいたします。

#### 【教育長】

ありがとうございました。

それから、委員さんの机の前に船橋の遺跡マップというのがありますので、またそれを見ていただいて、遺跡めぐりでもしていただければと思います。よろしく願いします。そのときは文化課に言っていただければご案内すると思いますので、よろしく願いします。

続きまして、報告事項（4）から報告事項（8）につきましては、定例の報告事項であるため説明を省略したいと思いますけれども、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

#### 【市民文化ホール館長】

申しわけございません。市民文化ホールのほうから、一部資料の変更等がありましたので、それも含めて、一言だけご説明させていただきたいと思います。



本冊の57ページから最後60ページまでのアンデルセンプロジェクト2017に関してですけれども、内容等はここに記載してあるとおりでございます。いわゆる市民参加型、さらにはその市民力を生かした総合的な舞台芸術で、3カ年計画で実施している今年が3年目になります。

最後のページにチラシのコピーがあるのですが、これはデータであらかじめ教育総務課にお渡ししたもので、本日完成したチラシがブルーのもので、これを1部つけさせていただきます。何が違うかといいますと、見比べていただきますと右上に「日本・デンマーク150周年」というロゴマークがございます。左下のほうに主催、助成、その下に後援とありまして、デンマーク大使館となっております。チラシの原稿を渡した段階では、まだ確定していなかったのですが、日本・デンマーク外交関係樹立150周年記念ということでデンマーク大使館の後援をいただくことができましたので、ロゴマークと後援名を入れさせていただきました。

それと今回チラシにも記載してございますけれども、2回公演となっております。これまででは1日だったのですが、今年度は9月16、17と2日間で行います。教育委員の皆様方にはぜひともご覧いただきたいと考えておりますので、ご参加いただける場合のご希望を改めてご案内させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### 【教育長】

ありがとうございました。

ほかに何か委員さんからは大丈夫でしょうか。

#### 【鎌田委員】

今のアンデルセンの取り組み、大変私は楽しみなすばらしい取り組みだと思っております。特にいろいろな世代間をつなぐ仕掛けとしても大変いいでしょうし、今のお話ですと国際的にデンマーク大使館の後援をいただくという、これを通じて国際性も育まれる。特に58ページにあるように、大変な稽古を積み上げてやっていくという稽古の情報などもこうやって教えていただくと、これをもとにやっていけているんだなと、こういう世代の人たちがこうやって作り上げているのだなというのが大変よくわかって、よかったですと思います。引き続き頑張っていっていただければと思います。

#### 【市民文化ホール館長】

ありがとうございます。

#### 【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（10）、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

**【総合教育センター所長】**

資料はありません。市制施行80周年記念教材等作成事業につきまして、先月の教育委員会会議で進捗状況を報告させていただいたところでございますが、授業で使用する映像教材のDVDの作成・編集作業を今、行っているところですが、予定以上に時間がかかってまいりまして、予定の今月末の小・中学校等への配荷が今難しい状況になっております。先月の教育委員会会議では、各小・中学校で7月中に授業を行っていただく予定と説明をさせていただいたところでございますが、完成がずれ込む関係で予定を変更し、夏休み明けの9月以降に授業を行っていただくというようなことで、今調整をしていますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

**【教育長】**

少し遅れているということでございます。学校のほうに、予定より遅れるということで子どもたち、先生方には迷惑をかけるようではございますけれども、何とか今年度中にいいものになってほしいなと思っております。

続きまして、先ほど非公開といたしました議案第30号から議案第33号及び報告事項（9）の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

（傍聴人退席）

**【教育長】**

それでは、議案第30号について、学務課、説明願います。

議案第30号「船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、議案第31号について、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第31号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、議案第32号について、西図書館、説明願います。

議案第32号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、西図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、議案第33号の審議に入りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに教育総務課から説明を願います。

**【教育総務課長】**

議案第33号につきましては、市長が平成29年第2回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づきご審議いただくものです。内容につきましては担当課から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**【教育長】**

それでは、議案第33号につきまして、施設課、説明願います。

**【施設課長】**

議案第33号、平成29年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてご説明いたします。

5月の定例会でご報告いたしました国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地の取得につきましての議案でございます。資料は別冊3の11ページから15ページになります。この土地につきましては、行田中学校の拡張用地並びに新設中学校の予定地として取得するものでございます。

行田中学校の用地の拡張につきましては、今年度は拡張用地の造成の設計並びに既存建物の解体の設計を実施いたします。来年度、平成30年度に一部の既存建物の解体工事を実施し、平成31年度以降に拡張用地の造成工事を行う予定でございます。

資料の14ページをご覧ください。行田中学校の拡張用地の位置についてでございますが、当面は暫定的な利用をすることとし、四角で囲われました国家公務員宿舎跡地の南西の1棟、この14ページの地図では左下になりますけれども、この囲みの中の左下の1棟、これを解体いたしまして、その跡地にテニスコートを移転し、行田中学校の運動場を拡張する予定でございます。また、最終的な用地の形状につきましては、新設中

学校の規模や計画に合わせて検討してまいります。

説明は以上です。

#### 【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第33号「平成29年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第33号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項（9）について、施設課、報告願います。

#### 【施設課長】

それでは、報告事項（9）、（仮称）塚田第二小学校の設計についてご説明いたします。

（仮称）塚田第二小学校につきましては現在、基本設計を進めているところですが、校舎の配置案を選定いたしましたのでご報告いたします。

資料は別冊3の17ページから20ページとなっております。最初に17ページをご覧ください。1のスケジュール表です。開校までのスケジュールについてですが、今年度中に設計を完了し、平成30年度に入りましたら契約の準備を進め、10月に契約し、その後、工事に取りかかり、平成33年4月の開校を予定しております。

続いて校舎の配置の検討状況についてご説明いたします。17ページの下の学校配置図をご覧ください。小学校用地の周辺の状況ですが、用地の東側には東武線の線路、踏切がございます。南側には既存の工場がございます。北側は開発が予定されており、今のところ商業施設等が建てられる計画と伺っております。西側には保育所の設置が予定されております。この地域は工業地域として指定されており、特徴といたしましては東武線と工場の騒音が気になる場所でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。校舎の配置についてですが、東西南北のそれぞれについて検討いたしました。そのうち19ページのCの南側校舎、Dの北側校舎につきましては、グラウンドの形が横に細長くなってしまい実用的でないことから、検討から外しました。残る18ページの東側校舎、西側校舎についてさらに検討いたしました。Bの西側校舎の配置につきましては、東武線の音は緩和されるという長所がござ

いますが、東側の正門からのアプローチ動線の距離が長くなり、アプローチ動線を長くとることによりグラウンドが狭くなってしまうことなどの短所がございます。Aの東側校舎の配置では、東武線や工場からの騒音対策が必要となりますが、グラウンドについてはこの配置が最も整形で広い面積を確保できます。また、敷地の北側に車の進入路、中央部に児童の登下校の歩行路を設置することにより、児童の安全に配慮することができます。これらの検討の結果、多くの児童が在籍することが想定されておりますことからグラウンドの広さを重視し、校舎の配置はAの東側を選択することといたしました。

続いて、東側に配置する場合には騒音への配慮が必要となりますことから、体育館や普通教室の配置について検討いたしました。20ページをご覧ください。

まず、工場の音への対策といたしましては、工場に面する南側に体育館を配置し、体育館の建物に防音の役割を持たせることといたしました。

次に、普通教室の位置についてですが、今後の児童数に対応して多くの普通教室の配置が必要となりますので、南向きの教室だけでは足りなくなります。そのため、普通教室を西向きに配置するか、東向きに配置するかについて検討いたしました。

ここでは東武線の騒音が課題となりますが、敷地の東側では最大80デシベル程度の騒音が発生しており、東向きに普通教室を配置した場合、防音サッシ等で騒音対策は可能となるものの、窓をあけることが全くできないような状況が想定されます。西向きに普通教室を配置した場合は、敷地の中心部は工場の騒音などで最大65デシベル程度の騒音が発生しておりますが、授業の内容によって、または休み時間などには窓をあけることが可能であると考えております。そのほかに西日の影響もありますが、小学校の授業時間が15時半には終わりますので、西日の影響は少ないものと考えております。

このような検討の結果、20ページの上段の、校舎は敷地の東側に配置し、普通教室は西向きに配置する案を採用することといたしました。なお、東側には特別教室を配置することとなりますが、防音サッシ等で対策をしております。また、校舎内の配置につきましては今後さらに詳細な検討を進めてまいります。

報告は以上です。

#### 【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### 【鎌田委員】

A、B、C、D、細かく検討案をつくっていただいて、よかったかなと思います。

非常に常識的に考えて、ご提案のところが妥当かなというふうに思いますが、工場や踏切からの騒音等が気になる、その対策はいいのですが、最近南側の例えば低層住宅地域が幾つかございますけれども、逆にそういう住宅地域に住む人たちが、子どもの声がうるさいとか、そういうような声が聞こえるというようなことを考えてみても、グ

ラウンドで声が聞こえるとかというのはしようがないかもしれませんが、A案は教室から聞こえる声は余りないし、妥当なところかなと思いますし、逆に、工場は、後から学校ができて騒音に考慮してくださいなんて言うのは大変かもしれませんが、京成線なんかは線路自体は低騒音型の線路みたいな、つなぎ目が余りない線路に最近はなっているようですけれども、東武線はそういうこととか、踏切音といったこと等、どうしようもお願いのしようがないんですね。騒音をもう少し下げてほしいと、騒音レベルを下げてほしいとか、そういうようなことはいかがなんでしょうか。

すみません、全体的には妥当な持っていき方かなというふうに思います。土地の有効利用と、歩車分離がしっかりできた安全性確保という配置上もいいかなというふうに思いました。

以上です。

**【教育長】**

何かありますか。

**【施設課長】**

東武線の線路とか踏切については、市のほかの部門もあわせてさまざま検討しているところがございますが、具体的なお話は今のところございません。

**【教育長】**

これはプールは体育館の上につくるのですか。

**【施設課長】**

今のところそういう予定をしております。プールを下に置きますとグラウンドの面積が小さくなるというのがございますので、今のところ屋上で考えております。

**【教育長】**

わかりました。

ほかに委員さん、大丈夫ですか。

**【佐藤委員】**

すみません、これからの検討なのかもしれないですけれども、船橋小学校みたいに、校舎の形を、地域を意識してつくるというようなことがたしかあったと思うのですけれども、そういったことはこれからの段階なのでしょう。もしありましたらお願いします。

**【施設課長】**

20ページの上の案を見ていただきたいのですが、設計業者のほうで設計を今している最中ですが、現状これにほぼ近い形で進んでおります。コンセプト的には、まちに開かれたとか、そういうコンセプトはございますが、確定したものではございません。特に船の形をしているとかそういう計画も今のところございません。コンセプトは後からついてくるのかもしれないですが、今のところは形としてはこのような形が計画されております。

以上です。

**【佐藤委員】**

わかりました。ありがとうございます。

全てにおいてそういう特別なコンセプトが必要かどうかはまた別としても、コンセプトはあったほうが良いとは思っています。建てるに当たって、何か検討していただければと思うことと、もう一点、工事期間がオリンピックに重なっていくようなこともありますので、確実に人手不足の問題というのは、今既に業者は本当に困っている状況があります。そういうことがあるので早目早目の、これは本当に逆に平成33年度以降にずれてしまうようなことがあると大変になってしまうので、それだけはないように、先々に準備をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【教育長】**

ご意見としてお聞きしておければと思います。

ほかに大丈夫でしたか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時37分閉会